

《令和2年度版》

名古屋市 市営住宅・定住促進住宅 入居者募集総合案内

名古屋市住宅供給公社・名古屋市

各募集の詳細（募集住宅、家賃、申込資格等）は、募集時期に配布される各募集案内でご確認ください。なお、各募集の申込要件を満たす場合は、複数の募集に同時に申込みことができます。（市営住宅の中には、建替事業等により募集対象にならない住宅もありますので、ご承知おきください。）

募集方法	対象世帯	募集予定時期	特徴	用紙配布場所	
市 営 住 宅	一般募集 (年4回)	<ul style="list-style-type: none"> 一般世帯 子育て世帯 単身世帯 など 	第1回…令和2年 5月22日～31日 (※) 第2回…令和2年 8月22日～31日 第3回…令和2年11月21日～30日 (※) 第4回…令和3年 2月19日～28日 (※)は事故住宅も併せて募集予定 用紙配布は各募集時期の直前の営業日から	<ul style="list-style-type: none"> 抽せん制 郵送申込 申込みのなかった住宅は、落選者を対象に【再募集】を実施します（抽せん制）。 	<ul style="list-style-type: none"> 区役所（総務課） 支所（区民生活課） 住宅供給公社（管理課） 住まいの窓口 など
	先着順募集 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> 一般世帯 単身世帯 など 	<ul style="list-style-type: none"> 随時 ※募集住戸の追加時期には別途募集を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付（先着順） 一般募集において申込みのなかった住宅 募集住戸追加時期（年4回） 5月・8月・11月・2月 	
	定期入居募集 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> 申込者本人の年齢が45歳未満の世帯（単身世帯不可） 	<ul style="list-style-type: none"> 随時 ※募集住戸の追加時期には別途募集を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付（先着順） 退去期限あり（4年～10年） 募集住戸追加時期（年2回） 8月・2月 	
	福祉向募集 (年2回)	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯 60歳以上の世帯等（単身世帯可） 障害者世帯（単身世帯可） 	第1回…令和2年 6月 1日～12日 第2回…令和2年11月 2日～16日	<ul style="list-style-type: none"> 抽せん制 対象世帯により受付場所が異なります（右欄配布場所を参照）。 ※住まいの窓口・住宅供給公社では取り扱っておりません。	【ひとり親】 <ul style="list-style-type: none"> 区役所（民生子ども課） 支所（区民福祉課） 【高齢者・シルバー】 <ul style="list-style-type: none"> 区役所（福祉課） 支所（区民福祉課）
	シルバーハウジング募集 (年2回)	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の方及び60歳以上の配偶者からなる世帯等 65歳以上の単身世帯 	第1回…令和2年 7月15日～30日 第2回…令和2年12月14日～25日 ※上記募集時期に空家がない場合、募集は行われません。	<ul style="list-style-type: none"> 抽せん制 郵送申込 ※詳しくは名古屋市役所健康福祉局高齢福祉課におたずねください。電話：972-2544 ※住まいの窓口・住宅供給公社では取り扱っておりません。	【障害者】（注） <ul style="list-style-type: none"> 区役所（福祉課） 支所（区民福祉課） （注）精神・難病等障害者の方も区役所又は支所で配布・受付します。
定住促進住宅 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> 一般世帯（単身世帯不可） 	<ul style="list-style-type: none"> 随時 	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付（先着順） 公社HPで空室状況公開中 子育て減額制度あり 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅供給公社（管理課） 住まいの窓口 など 	

◎市営住宅とは（公営/改良）…収入の少ない方（所得月額 158,000円以下/114,000円以下）向けに国から補助を受けて建設された賃貸住宅です。したがって、入居条件として収入基準等が法令等で定められており、入居後に収入が増えると家賃の加算や明渡努力義務等が生じる場合があります。

◎定住促進住宅とは………中堅所得者（所得月額 158,000円（子育て・若年世帯は123,000円）以上 487,000円以下）向けに国から補助を受けて建設された賃貸住宅です。入居後に収入が増えても家賃の加算や明渡努力義務は生じません。

《注意事項》

- ◎犬・猫・小鳥などペットを飼育することはできませんのでご了承願います。
- ◎団地生活の自主的な運営を図るため、自治会活動を実施していただいております。